

学生の皆様へ

学長 小林 清一
(危機管理委員会委員長)

新型コロナウイルス感染症への札幌保健医療大学における当面の対応（第一報）
(2020年2月20日現在)

新型コロナウイルス感染症は指定感染症となっております。感染拡大防止のため、学生の皆様は以下のとおり対応をお願いします。

1. 新型コロナウイルスに罹患した場合の取扱いについて

1) 出席禁止

新型コロナウイルス感染症と診断された学生は、学校保健安全法第19条の規定により「出席停止」とします。なお、「出席停止」期間に欠席した授業科目等については学生の不利益とならないよう適切な配慮を行います。

2) 出席停止期間

学校保健安全法施行第19条第1項の規定に基づき、出席停止期間は「治癒するまで」とします。登校の再開にあたっては、治癒し登校に支障がないことを証明する医療機関の診断書を提出する必要があります。

3) 報告の義務

罹患した場合は、電話又はメールにより事務局学務課まで必ず連絡をしてください。

連絡する内容は、①診断日、②受診した医療機関、③現在の状況、④発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日、⑤診断日前一ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）、⑥症状が現れた日以降における本学の関係者との接触の状況、⑦医師の所見です。個人情報については適切に管理します。

2. 感染防止の取組について

通常の風邪やインフルエンザ対策と同様の手洗い、咳エチケットの励行のためのマスクの着用、入校時、トイレ使用後の手のアルコール消毒に努めるとともに、栄養と睡眠をとり体力の維持・増進に努めてください。また、新しい情報を的確に把握し、冷静な行動をしてください。

3. 今後の海外渡航について

1) 中国湖北省・浙江省への渡航について

特段の理由がない限り渡航不可とします。

2) 湖北省・浙江省以外の中国本土及び諸外国への渡航について

不要不急の渡航を自粛してください。

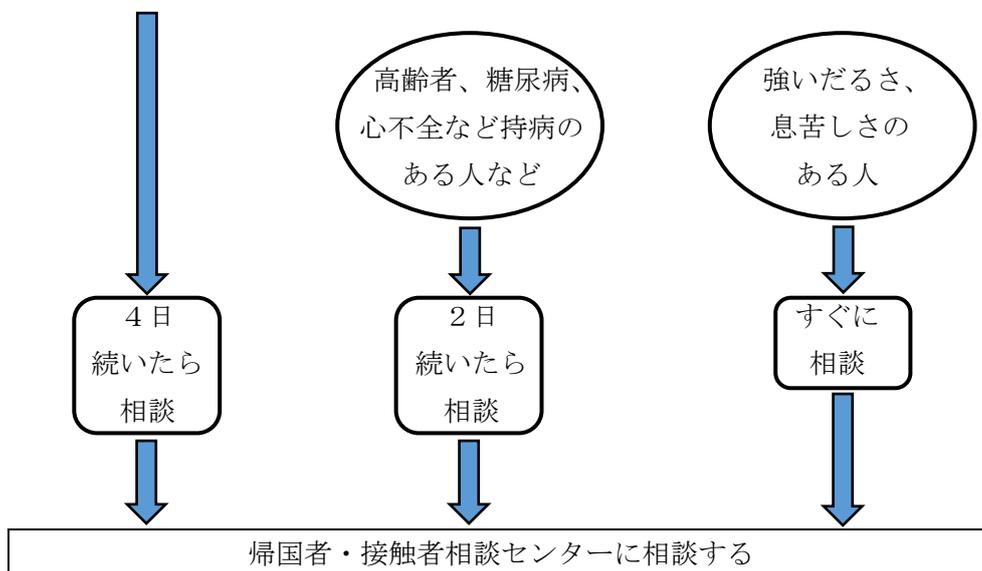
3) 国内旅行やイベント等への参加について

不要不急の旅行やイベント等への参加を自粛してください。

4. 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診について
次のとおり対応してください。

37.5度以上の発熱など風邪の症状がある

- ・学校や会社を休み外出を控える。(学校を休む場合は、原則医療機関の診断書が必要)
- ・毎日、体温を測り記録する。



※北海道の「帰国者・接触者相談センター」は次のとおりです。

帰国者・接触者相談センター	電話番号	開設時間
札幌市保健所 (救急安心センターさっぽろ)	011-272-7119 (#7119)	24時間
旭川市保健所	0166-25-9848	平日 8時45分～17時15分
市立函館保健所	0138-32-1547	平日 8時45分～19時00分
小樽市保健所	0134-22-3110	平日 8時50分～17時20分
※上記以外にお住まいの方		
道立保健所	北海道のHPで検索	平日 8時45分～17時30分
北海道保健福祉部健康安全局 地域保健課	011-204-5020	平日 17時30分～21時00分 土日祝 9時00分～21時00分

以上